

平成29年度
中小企業経営支援等対策費補助金
（ものづくり中核人材育成事業）

【 講習指定 申請要領 】

第1.2版

平成29年8月

株式会社ISID-AO

【目次】

1. 事業概要	1
1-1 事業目的.....	1
1-2 事業概要.....	1
1-3 事業の全体像	3
1-4 全体スケジュール（予定）	4
2. 講習指定の申請について	5
2-1 講習指定の公募概要	5
2-2 申請の要件について	5
2-3 事業期間(指定講習の実施期間)	7
2-4 公募期間について	7
2-5 提出書類.....	8
2-6 提出先	8
2-7 提出方法及び提出に当たっての注意事項	9
2-8 審査結果の通知及び公表	9
2-9 講習指定の申請件数について	9
2-10 応募に関する問い合わせ先.....	9
3. 留意事項	10
<参考>中小企業者の定義	11
<参考>特定ものづくり基盤技術とは	12

1. 事業概要

1-1 事業目的

ものづくり中小企業・小規模事業者の製造現場において中核として働く人材が、株式会社 I S I D - A O（以下「事務局」という）の指定する講習を受講することにより、製造現場に必要な技術・技能等の習得の支援を目的としています。

また、ものづくり中小企業・小規模事業者における自社内での中長期的な人材育成の取り組みを支援することを目的としています。

1-2 事業概要

ものづくり中核人材育成事業は、経済産業省からの補助金を受けて実施する事業です。本事業では、事務局が予め指定した講習を中核人材に受講させる事業者（以下、「補助事業者」という）に対して、受講に係る費用の一部を補助します。

(1) 事業名

平成29年度中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業）

(2) 事業予算

2,700万円の内数

(3) 指定講習

「指定講習」とは、次に掲げる固有の技術・技能の向上又は現場改善技術の向上に関する内容を主体とし、事務局による指定を受けた講習を言います。

ア 固有の技術・技能の向上に関するもの

技術・技能を高め又は広げることで、作業内容や現場構成の特性に応じた機器の使い分け・操作する能力や製造に係る複数の異なる工程の作業を、自ら考え遂行することのできる能力の向上に資する講習等

イ 現場改善技術の向上に関するもの

品質管理や原価管理、生産管理といった、ものの設計から生産に至る工程を改善する技術の向上に資する講習等

(4) 補助事業者

補助事業者は、ものづくり中小企業・小規模事業者を対象とします。

「ものづくり中小企業・小規模事業者」とは、中小企業・小規模事業者、かつ製造業に属する事業を主たる事業として営むものを言います。

ア ものづくり中小企業・小規模事業者であること

イ 日本に登記されている法人または個人事業主であり、かつ日本国内で継続的に事

業または活動を行なっているものであること

ウ 公的資金の補助先として、社会通念上適切と認められるものであること

(5) 補助対象となる事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が、自社の中核人材に対して、指定講習を受講させる事業を対象とします。

「中核人材」とは、製造現場において概ね5年以上の経験を有する者であって、現在または近い将来において、社内で技能者等の育成に携わることが見込まれる者を言います。

ア 日本国内において実施される事業であること

イ 補助事業を通し、中核人材の育成が図られること

(6) 補助対象経費及び補助率

事務局は、ものづくり中小企業が、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象経費の区分	補助率	補助上限額
受講料、旅費、宿泊費	1 / 2 以内	50 万円 / 社

補助事業者において、補助対象経費に補助率を掛けた補助金額の合計が上限額を上回る場合、補助上限額を交付します。1社複数人が申請、もしくは1名が複数の講習等を受講した場合も、1社あたり補助上限額は50万円とします。

【留意点】

- ・ 補助対象経費は、交付決定日から翌年2月末日までの間に支払いが生じた金額が対象となります。申請前または申請後であっても交付決定通知を受領する前に受講料を支払っている場合等は、補助対象外となります。
- ・ 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
- ・ 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（辞退の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- ・ 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した翌日から14日以内若しくは翌年の3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書を事務局に提出しなければなりません。

(7) 事業期間

ア 講習指定公募期間

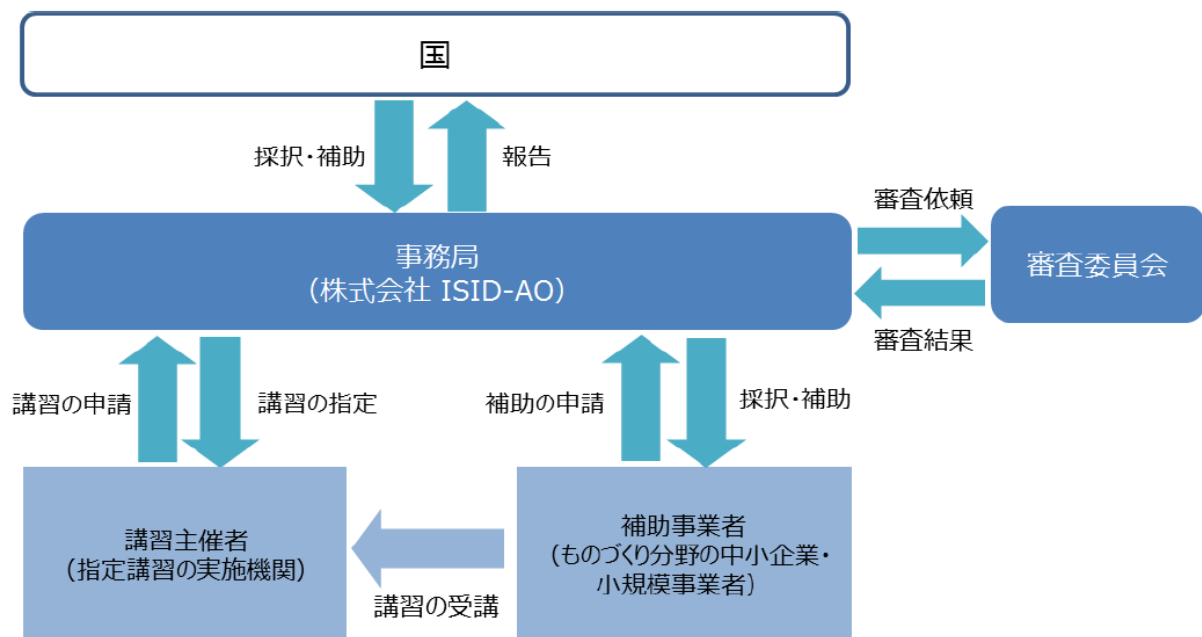
平成29年7月10日（月）～平成29年8月25日（金）までとします。

イ 補助事業実施期間

交付決定日～平成30年2月末日までとします。

1-3 事業の全体像

ものづくり中核人材育成事業は、事務局が各事業者からの申請を受付、審査及び補助金の交付等を実施します。



1-4 全体スケジュール（予定）

		共通事項	講習指定の手続き	補助事業の手続き
平成 29 年	7月	ホームページ開設 （交付規程・公募要領公表） 7月14日 第1回講習指定公表 7月28日 第2回講習指定公表 第1回補助事業採択結果通知発送	7月10日～7月12日 第1回講習指定公募 7月14日～25日 第2回講習指定公募（追加募集）	7月14日～25日 第1回補助事業公募
	8月	8月30日 第3回講習指定公表（追加） 第2回補助事業採択結果通知発送	8月1日～25日 第3回講習指定公募（追加募集）	8月1日～25日 第2回補助事業公募
	9月	9月29日 第3回補助事業採択結果通知発送	8月31日～9月26日 第4回講習指定公募（追加募集）	8月31日～9月26日 第3回補助事業公募
	10月	10月2日 第4回講習指定公表（追加） 10月31日 第4回補助事業採択結果通知発送		10月2日～24日 第4回補助事業公募
	11月			
	12月			
平成 30 年	1月			
	2月		2月28日 指定講習の実施期限	2月28日 補助事業の実施期限
	3月	3月31日 事業終了		3月9日 実績報告申請書提出期限

※ 上記のスケジュールは予定です。変更の可能性がありますので、事務局ホームページで最新の情報を確認してください。

※ 補助事業の公募は3回を予定しています。事業予算額に達しない場合、補助事業の追加公募を実施する場合があります。

2. 講習指定の申請について

2-1 講習指定の公募概要

事務局は、ものづくり中小企業・小規模事業者等の技術・技能の継承・向上、または、現場改善技術の向上を支援する講習（以下「講習指定」という。）を公募し、外部有識者により構成される審査委員会の審査により講習を採択し、事務局が指定します。講習の指定については本年度限りにおいて有効なものとしします。

なお、後日、指定講習の受講を希望する補助事業者の公募・採択を行います。

2-2 申請の要件について

(1) 講習指定の要件

講習主催者が優れた技術・技能を有する者を講師として実施する、製造業のものづくり中小企業・小規模事業者等の中核人材を対象とした、以下のいずれかに関する講習であり、受講者を会員等に限定せず、予め定めたカリキュラムに沿って行う講習を対象とします。

なお、講習主催者が個々の補助事業者の事業所等で開催する、個別カリキュラムを組む等の講習は対象外とします。

- ア 固有の技術・技能の向上に関するもの（「＜参考＞特定ものづくり基盤技術とは」に示された12の技術分野が望ましい）
- イ 現場改善技術の向上に関するもの
- ウ 1つの講習に複数の内容が含まれる場合、他の講習指定の要件を、全体の概ね8割以上の部分が該当すると認められるもの

(2) 講習主催者の要件

講習主催者は、ものづくりに関する講習を実施する機関であって、本事業を行うにあたり、以下の要件を満たしている必要があります。

- ア 日本国内において活動の拠点を有していること
- イ 安定的な事業基盤や事業の継続性を有していること
- ウ 反社会勢力との関係性を有しないこと
- エ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと
- オ ものづくりに係る講習開催の実績を有しており、それを示せること
- カ 講習を行うにあたり適切な実施体制を有しており、それを示せること

(3) 講師の要件

ものづくり中小企業・小規模事業等の中核人材を対象に、技術・技能の継承に取り組む意思及び能力を有し、以下の要件を満たす優れた技術・技能を有する者を講師とします。

- ア ものづくり現場又はものづくり技術・技能の教育を行う機関等において、豊富な実務経験（概ね15年）を有すること
 - ※ ものづくり現場とものづくり技術・技能の教育を行う期間双方の経験がある場合は、これらの期間の合計が概ね15年あれば足够了。
- イ 複数の講師が担当する場合、講師の要件を満たす講師が担当する講習が、全体の概ね8割以上の時間が該当すると認められるもの
- ウ 審査委員会において、技術・技能の継承に特に必要と認めること
 - ※ 最新技術の講習（例えば、3Dプリンターを用いた技能・技術の指導や新たな事業展開方法に関する講習等について）は、15年未満の実務経験の者も対象とします。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員との関係を有しないこと

2-3 事業期間（指定講習の実施期間）

指定講習採択日～平成30年2月28日（水）

- ※ 指定講習採択日は、事務局より送付する指定講習採択通知書に記載の日付となります。
- ※ 講習主催者は採択された講習を、経済産業省のものづくり中核人材育成事業の指定講習として公表することができます。

2-4 公募期間について

講習指定の公募は、本事業を通じて次の表の通り3回実施します。なお、事業全体の日程は、1-4 全体スケジュール（予定）を参照してください。

- ※ 講習指定採択後、補助事業者（受講生）の公募・交付決定までには期間を要しますのでご注意ください。

講習指定募集次区分	公募開始日	公募終了日（提出期限）
1次公募	平成29年7月10日	平成29年7月12日 17時必着
2次公募	平成29年7月14日	平成29年7月25日 午前中必着
3次公募	平成29年8月1日	平成29年8月25日 午前中必着
4次公募	平成29年8月31日	平成29年9月26日 午前中必着

2-5 提出書類

提出は郵便による送付のほか、電子ファイルのアップロードも必要となります。詳細は別紙「講習指定 申請の手引き」を確認してください。

- ① 平成29年度中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業）講習指定申請書（様式1）
- ② 講習主催者概要（テンプレート1）
- ③ 講習等実施計画書（テンプレート2）
- ④ 講師の略歴（テンプレート3）
- ⑤ 講習のカリキュラム、開催情報を説明する資料
- ⑥ 登記事項証明書（提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 財務諸表3期分（3年分）

※ 提出書類の一式は、正副2部作成し、1部（正）を事務局へ提出し、1部（副）を申請者にて5年間保管してください。

2-6 提出先

【郵便】

〒108-0075 東京都港区港南一丁目8番15号
株式会社ISID-AO
平成29年度ものづくり中核人材育成事業 事務局 宛て

【電子ファイル アップロード】

事務局ホームページを参照してください

2-7 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ・ 申請書類は、配送状況が確認できる郵送で送付してください。
- ・ 事務局への直接の持ち込みは受け付けません。
- ・ 提出された申請書類等は返却しません。
- ・ 虚偽の記載をした申請書類等は無効とします。
- ・ 申請書類等の作成及び提出に係わる費用は、申請者の負担とします。
- ・ 提出された申請書類は、事務局において、審査以外の目的で申請者に無断で使用しません。審査の結果、指定講習の講習主催者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

2-8 審査結果の通知及び公表

審査は公募ごとに、事務局による書類のチェック及び、外部有識者による審査委員会において審査を実施します。

審査の結果は、文書により通知するとともに、講習指定として採択された講習は事務局ホームページにて公表します。なお、審査の結果について、事務局は個別の問合せには応じません。

講習指定の公表にあたっては、申請書類に記載された内容の一部を公表します。

2-9 講習指定の申請件数について

公募の公平性確保の観点から、講習指定の申請上限は講習主催者あたり、20件までとします。

2-10 公募に関する問い合わせ先

株式会社 I S I D - A O
平成29年度ものづくり中核人材育成事業 事務局
メール: q-chukaku@isid-ao.co.jp

3. 留意事項

(1) 事業計画の変更及び廃止

指定された講習を変更・廃止しようとする場合には、速やかに講習等の変更・廃止に関する申請書（様式4）を提出し、事務局の承認が必要になります。ただし、開催日時、会場の変更等の軽微な変更については、事務局に変更届申請書（様式5）を提出してください。なお、受講希望者が若干名でもいる場合は応募期間を延長する等、可能な限り講習の開催に努めてください。

(2) 受講終了報告書の作成

講習指定を受講した補助事業者は、補助金を受領するために受講終了報告書、受講料の支払を証明する領収書等を提出する必要があります。補助事業者から依頼があった場合、速やかに提出できるよう協力を努めてください。

(3) 指定講習の実施状況等に関する調査等への協力依頼

講習の指定を受けた講習主催者に対して、事務局より指定講習の実施状況等に関するフォローアップ調査等を行う場合は協力してください。

(4) 反社会勢力に係る誓約

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言い、該当の場合は不採択、採択取り消しの対象となります。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうごころ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

<参考> 中小企業の定義

本事業における「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に準じた内容により定義します。

業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の②は除く)	3億円以下	300人以下
② ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下

- ※ 業種は日本標準産業分類（第13回改訂）に基づく。
- ※ 資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業とする。
- ※ 複数の業種がある場合は、直近の決算書において、「売上高」が大きい方を主たる業種とする。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当とする。
- ※ 社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業にはならない。
- ※ LLP（有限責任事業組合）、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。
- ※ 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。（パート、アルバイトは従業員として算出する）
- ※ また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

<その他留意事項>

(注1)「みなし大企業」とは下記による

- ・ 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者
- ・ 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業・小規模事業者。
- ・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業・小規模事業者。

＜参考＞特定ものづくり基盤技術とは

特定ものづくり基盤技術とは、ものづくり基盤技術振興基本法に規定するものづくり基盤技術のうち、それを活用する事業活動の相当部分が中小企業・小規模事業者によって行われるものであり、中小企業・小規模事業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に特に資するものをいいます。

- ① デザイン開発技術
製品自体の優位性のみならず、製品と人、社会との相互作用的な関わりも含めた価値創造に繋がる総合的な設計技術
- ② 情報処理技術
IT（情報技術）を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術。
- ③ 精密加工技術
金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を施すことで精密な形状を生成する精密加工技術
- ④ 製造環境技術
製造・在庫・流通等の現場環境（温度、湿度、圧力、清浄度等）を制御・調整するものづくり環境調整技術
- ⑤ 接合・実装技術
相変化、科学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術
- ⑥ 立体造詣技術
デザインの自由度が高い等、任意の立体形状を造形する技術（ただし、③の精密加工に係わる技術に含まれるものを除く。）
- ⑦ 表面処理技術
バルク（単独組織の部素材）では持ち得ない高度な機能性を機材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術
- ⑧ 機械制御技術
力学的な動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術
- ⑨ 複合・新機能材料技術
部素材の生成等に際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原材料の組合せ等により、強度、剛性、耐摩耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、科学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能素材技術
- ⑩ 材料製造プロセス技術
目的物である化学素材、金属・セラミック素材、繊維素材及びそれらの複合素材の吸量効率化や品質劣化回避により素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス制御技術
- ⑪ バイオ技術
微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術
- ⑫ 測定計測技術
適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術

【更新履歴】

NO	版数	更新日	更新内容
1	1. 0	平成 29 年 7 月 10 日	新規作成
2	1. 1	平成 29 年 8 月 1 日	・事務局の社名変更 ・送付先変更
3	1. 2	平成 29 年 8 月 31 日	全体スケジュール（案）と公募期間に 4 次公募を追加